

事業系一般廃棄物排出票

事業者	名 称					
	所 在 地					
	代表者氏名					
	電話番号					
事業内容						
廃棄物の種類		<input type="checkbox"/> 燃せるごみ <input type="checkbox"/> 缶・びん・ペットボトル <input type="checkbox"/> プラスチック資源 <input type="checkbox"/> 不燃ごみ				
従業者数 (事業主を含む)		人				
1日当たりの平均排出量		kg				
(事務処理欄)	廃棄物対策課長	係長	担当者	久里浜収集事務所長	主査等	担当者
廃棄物対策課 受付年月日	令和 年 月 日	受付番号			受付者	
久里浜収集事務所 受付年月日	令和 年 月 日	受付者				
確認年月日	令和 年 月 日	確認者				
確認結果	<input type="checkbox"/> 施設なし <input type="checkbox"/> 条例施行規則第 23 条第 1 項第 1 号該当 <input type="checkbox"/> 従業員数 (2 人以下) <input type="checkbox"/> 排出量 (日量平均 1 kg 未満)					
	<input type="checkbox"/> 条例施行規則第 23 条第 1 項第 2 号該当 <input type="checkbox"/> 社会福祉法に規定する施設 <input type="checkbox"/> 排出量 (日量平均 50kg 未満) <input type="checkbox"/> 学校教育法に規定する幼稚園等					
	<input type="checkbox"/> 非該当 理 由：					
	<input type="checkbox"/> 排出集積所 (町内会・自治会名：) 住 所： 集積所 No. その他 () 明細地図： 版 ページ -					

●家庭ごみの集積所に排出できる事業者について

以下のいずれかの条件に該当する事業者で、「事業系一般廃棄物排出票」を市に届出いただき、現地確認を受ける必要があります。

1 次の要件に全て該当する場合

- ① 事業のための店舗、事務所、工場等の施設を有しないこと。
- ② 従事者（事業主を含む）の総数が2人以下であること。
- ③ 事業系一般廃棄物の排出量が1日平均1kg未満であること。

2 社会福祉法等に規定する事業又は事業施設等が、1日平均50kg未満の事業系一般廃棄物を排出する場合

いずれの場合も、市職員が現地確認をさせていただきます。なお、使用を予定するごみ集積所を管理する町内会等との事前調整を行ってください。
事前調整の後、「事業系一般廃棄物排出票」を提出してください。